

# ケアハウスすずらん運営規程

## 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護

### 第1条

社会福祉法人博友会が開設するケアハウスすずらんが行う指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### 第2条（事業の目的）

要介護状態又は要支援状態にある入居者（以下「入居者」という。）に対し、適正な指定（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

### 第3条（運営の方針）

- 1 事業所の従業者は、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入居者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

### 第4条（名称及び所在地）

名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケアハウスすずらん
- 2 所在地 御殿場市上小林字西野原1527番地の19

### 第5条（従業者の職種、員数及び職務内容）

従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 生活相談員 1人以上

生活相談員は、入居者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、苦情への対応、その他の援助を行う。

- 3 看護職員 2人以上

介護職員 25人以上

看護職員は、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入居者の健康状態の把握に努め、健康保持及びそれに伴う適切な援助を行う。

介護職員は、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、日常生活全般にわたる適切な介護を行う。

- 4 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、入居者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

5 計画作成担当者 介護支援専門員 1人以上

計画作成担当者は、入居者の心身の状況等を踏まえて、適切な指定（介護予防）特定施設入居者生活介護が提供できるよう（介護予防）特定施設サービス計画の作成に関する業務に従事する。

第6条（入居定員及び居室数）

事業所の利用定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 1 利用定員 80名
- 2 居室数 80室

第7条（指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の内容）

- 1 入居者が自立した日常生活を営むことができるように、入居者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。
- 2 事業所は、自ら入浴が困難な入居者について、1週間に3回以上、適切な方法により入浴の介助もしくは清拭を行う。
- 3 事業所は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、入居者に対し、その他食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行う。

第8条（（介護予防）特定施設サービス計画の作成）

- 1 管理者は、計画作成担当者に（介護予防）特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、（介護予防）特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者についてその有する能力や置かれている環境などの評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、（介護予防）特定施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成担当者は、（介護予防）特定施設サービス計画の原案について入居者に説明し、同意を得る。
- 5 計画作成担当者は、（介護予防）特定施設サービス計画の実施状況を把握する。

第9条（サービスの取り扱い方針）

- 1 事業所は、要介護又は要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援する。
- 2 サービスの提供に当たっては、入居者の心身の状況などについて把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業所は、サービスを提供するにあたって、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するにあたっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

- 5 事業所は、従業者がサービスを提供するにあたって、入居者または他の入居者などの生命または身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動制限等を行わないものとする。また身体拘束等を行う場合には、担当のスタッフ個人では行わず、施設全体としての判断が行われるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断し、緊急止むを得ず身体拘束等を行う場合は、入居者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し文書にて同意を得ることとし、またその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録することとする。
- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い（介護予防）特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

#### 第10条（相談及び援助）

事業所は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者またはその家族の相談に適切に応じるとともに必要な助言やその他の援助を行う。

#### 第11条（健康管理）

看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置を講じる。

#### 第12条（利用料及びその他の費用）

- 1 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- 2 第1項の他、事業所は、次に定める費用を徴収する。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 滞在に要する費用
  - (3) 送迎に要する費用
  - (4) 理美容代
  - (5) その他指定（介護予防）特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの。
- 3 サービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対してサービス内容及び費用について説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

#### 第13条（施設の利用に当たっての留意事項）

- 1 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。
- 2 連帯保証人を2名定める。連帯保証人は利用料金の支払いについて入居者と連帯して責任を負うものとする。
- 3 入居者が入院治療を要する場合等は、適切な病院等を紹介する。
- 4 入居者が使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 5 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動制限を行わない。

#### 第14条（入居者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

#### 第15条（禁止行為）

入居者は、事業所で次の行為をしてはいけない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者などに迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

#### 第16条（従業者のサービスの心得）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、事故の業務に専念する。サービスに当たっては、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って処遇する。
- (2) 常に自己の健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

#### 第17条（衛生管理）

事業所は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のための委員会を設置し、指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。
- 3 事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適切に行います。

#### 第18条（従業者の質の確保）

事業所は、従業者の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを作成し研修を行う。

- (1) 認知症入居者への対応及びケア
  - (2) 利用者のプライバシー保護
  - (3) 食事、排せつ、移動の介助
  - (4) 清拭、整容
  - (5) 口腔ケア
  - (6) 入居者の金銭管理
- 2 事業所は、認知症対応力向上のために、介護に直接携わる職員に認知症介護基礎研修の機会を確保します。

#### 第19条（個人情報の保護）

- 1 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な処置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。

## 第20条（緊急時等における対応方法）

入居者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

## 第21条（事故発生時の対応）

- 1 事業所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

## 第22条（非常災害対策）

事業所は、防火管理者を設置し消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- （1）消火、通報及び避難の訓練（年二回）
- （2）消防設備、施設等の点検及び整備
- （3）従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- （4）その他防火管理上必要な業務
- （5）地域住民との連携を図る

## 第23条（苦情処理）

管理者は、提供した指定（介護予防）特定施設入居者生活介護に関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者及び家族に説明するものとする。

## 第24条（業務継続に向けた取組）

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、サービスの提供が継続できるよう計画等の策定、従業者への研修及び訓練の実施等、必要な措置を講ずるよう努めます。

## 附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行します。

この規程は、令和3年4月1日から施行します。